

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症は、世界中に急速に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

国内においても感染者は日増しに増加し、状況は刻々と変化しています。

国は、2月25日新型コロナウイルス感染症対策を更に進めるため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定したところであり、この方針に沿って、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一体となって対策を更に進めていくことが求められています。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、国民の安全安心の確保を最優先に、感染症対策をさらに推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 国民が冷静に行動できるよう、具体的な感染予防の方法を周知徹底するとともに、デマ、風評被害を防ぐため、個人情報に配慮しながら、正確で詳細な情報提供を多言語・多様な方法により迅速に行うとともに、統一的な対応方針を提示すること。
2. 自宅待機者の重症化の兆しを見逃さないため、専門的かつ多言語・多様な方法による相談体制の充実を急ぐこと。
3. 診察及び検査が適切に行えるよう、検査機器、検査試薬、医療物資などの供給を増やし、官民の力を総動員して、国の責任で多言語で対応できる体制を拡充すること。
4. 患者の増加に備えた治療体制整備のための支援の充実を図り、院内感染対策の更なる徹底や感染制御のために必要な物資の提供を図ること。併せて搬送用車両や人員の調達を支援すること。
5. 風評被害対策に万全の対策を講じ、中小零細企業に対する緊急の融資を行うとともに、幅広く収入補償のための措置の充実を図ること。
6. 福祉施設での感染予防用品等の在庫不足に対し、供給が十分に行われるように対策を強化するとともに、休業による減収で運営困難とならないための支援と、施設利用者家族への支援を行うこと。

7. 学童保育、学校、その他の施設でのあらゆる児童生徒の居場所確保事業及び学校給食に代わる食事の提供事業に対する財政支援を行うとともに、児童生徒・保護者等のメンタルケアを講じること。

また、学校給食中止の影響を受ける事業者や生産者に対する特別の支援策を講じること。

8. 各地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年3月11日

千代田区議会議長 小林たかや

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山東昭子 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 高市早苗 殿

厚生労働大臣 加藤勝信 殿